

【様式5】

給与支給総額比較表

(法人の場合)

	基準年度 (令和6年12月期)	比較年度 (令和7年12月期)
役員報酬	6,000,000	6,200,000
給与手当	20,000,000	20,231,000
雑給		
賞与	4,000,000	5,000,000
その他(残業手当)	600,000	600,000
その他(扶養手当)	600,000	600,000
その他(住宅手当)	600,000	600,000
給与支給総額	31,800,000	33,231,000

※各項目は、決算書の勘定科目を元に修正・追加を行ってください。給与支給総額の算定にあたっては、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)が算定対象となります。なお、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は算定の対象外となります。対象外の勘定科目を計上されると、賃上げ枠の特例適用が受けられない場合がありますのでご注意ください。

※賃上げ枠の特例適用を受けるためには、給与支給総額4.5%以上増加の達成に加え、従業員を雇用していることが必要です。

(個人事業主の場合)

	基準年度 (令和 年 月期)	比較年度 (令和 年 月期)
給与賃金(㉔)		
専従者給与(㉓)		
青色申告特別控除前の所得金額(㉕)		
給与支給総額		

※個人事業主が賃上げ枠の特例適用を受けるためには、青色決算申告を行っていること、従業員を雇用していることが必要です。

(法人・個人事業主 共通)

①(基準年度)給与支給総額	31,800,000
②(比較年度)給与支給総額	33,231,000
給与支給総額増加率(②÷①)	1.045

(参考) 給与支給総額の算定については、以下のとおり。

	算定方法 (※)
法人	役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まないものとする。
個人	個人事業主の場合、給与支給総額は青色決算申告書の損益計算書の以下の費目をを用い計算する。 給与支給総額＝給与賃金 (㉔) ＋専従者給与 (㉔) ＋青色申告特別控除前の所得金額 (㉔)